

鳥取県公報

目次

◇ 條例

- 鳥取県営屠場に関する條例
- 鳥取県肥料検査手数料條例
- 鳥取県受胎調節実地指導員認定講習受講料徴収條例
- 鳥取県理容師美容師試験委員條例
- 鳥取県社会福祉審議会設置條例
- 鳥取県同和对策審議会設置條例
- 鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する條例
- 特別職の職員等の給与に関する條例の一部を改正する條例
- 境港港湾施設使用料條例の一部を改正する條例
- 鳥取県営牧場使用料條例の一部を改正する條例
- 鳥取県木炭検査條例の一部を改正する條例
- 鳥取県すいか検査條例の一部を改正する條例

宅地建物取引業者登録手数料條例の一部を改正する條例
 鳥取県補償審査会條例の一部を改正する條例
 鳥取県引揚同胞対策審議会設置條例の一部を改正する條例

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

條例

鳥取県営屠場に関する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十一号

鳥取県営屠場に関する條例

(設置)

第一條 家畜の肉の自家利用を奨励し、家畜の改良増殖の振興を図るため、鳥取県営屠場(以下「屠場」とする。)を設置する。

(定義)

第二條 この條例で家畜とは、生後一年未満の牛(以下

「牛」という。(生後一年未満の馬(以下「馬」という。))豚、細羊、山羊をいう。

(業務内容)

第三條 第一條の目的を達成するため、屠場は次の業務を行う。

- 一 家畜の屠殺、解体及び処理
- 二 その他屠場運営に関すること

(名称及び位置)

第四條 屠場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
---	---	---	---

鳥取県菅浜村屠場	鳥取県気高郡浜村町大字勝見		
----------	---------------	--	--

(職員)

第五條 屠場に場長及び場員を置く。

(使用料)

第六條 屠場を使用したものは、使用料を県に納付しなければならぬ。

2 前項の使用料の額は、次のとおりとする。

屠殺から 枝肉まで	枝肉から 精肉まで
牛、馬、豚 一頭につき 四百円	百五十円
細羊、山羊 一頭につき 二百円	百円

第七條 前條の規定により納付した使用料は、どんな理由があつても還付しない。

(施行規定)

第八條 この條例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県肥料検査手数料條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十二号

鳥取県肥料検査手数料條例

(この條例の目的)

第一條 肥料の品質保全を図るため、この條例の定めるところにより肥料の分析及び検査を行う。

(検査品目及び検査事項)

第二條 分析又は検査は、次の肥料につき依頼のあつたときに行う。

- 一 配合肥料
- 二 植物油粕
- 三 堆積肥料
- 四 その他の肥料

2 前項の分析又は検査は、保証成分量、正味重量並びに有害物及び夾雑物の有無について行う。

(検査吏員)

第三條 前條の分析又は検査は、知事が指定した吏員(以下「肥料検査吏員」という。)が行う。

(受検手続)

第四條 分析又は検査を依頼しようとする者は、様式第一号による肥料分析検査依頼書を肥料検査吏員を経由して、知事に提出するとともに、第五條に定める手数

料を県に納付しなければならない。

(手数料)

第五條 手数料の額は次のとおりとする。

一 定量分析(一件一成分ごと)

成分名称	手数料
水分	百円
灰分	百円
有機物	百五十円
土砂	百五十円
アンモニア性窒素	二百五十円
水溶性磷酸	
塩素	
アルカリ度	
遊離硫酸	
窒素全量	
磷酸全量	三百円
可溶性磷酸	
枸溶性磷酸	

硝酸性窒素
 硫 酸
 石 灰
 加 里
 鉄アルミニ
 その他の成分
 二 果内外移出入肥料の検査をする場合(一トンにつき)
 但し、一トン未満のときは一トンとして計算する。
 有機肥料及び有機を含む配合 七十五円
 無機配合、化成肥料及び加里塩肥料 五十円
 単 肥(無機) 二十五円
 (検査済の表示)
 第六條 肥料検査吏員が検査の結果肥料の品質が適正であるものと認めるときは、その肥料の容器の外部に様式第二号による毛判を、保証票及び分析検査依頼書の余白に様式第三号による検査済の証印を押さなければならぬ。
 第七條 肥料の分析をしたときは様式第四号による成績

書を分析依頼者に交付しなければならない。
 (再検査)
 第八條 肥料検査吏員が検査の結果、肥料の品質が適正でないとして認めるときは、依頼者は、これを再製して再検査を依頼することができる。
 第九條 検査を拒否するときは、肥料検査吏員は、検査を拒み又は第六條の規定により検査済の肥料に押した毛判及び証印をまつ、消することができる。
 一 検査済毛判を押した容器又は検査済証印を押した保証票を不正使用したとき
 二 検査に際し不正があつたとき
 (施行規定)
 第十條 この條例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。
 附 則

この條例は、公布の日から施行する。

様式第一号

肥料分析依頼書

- 一 肥料の名称
- 二 肥料の保証成分量(分析を要する成分)
- 三 数量
- 四 検査、分析の別
- 五 肥料の所在場所

鳥取県肥料検査手数料條例第四條の規定により肥料分析を依頼します。
 検査

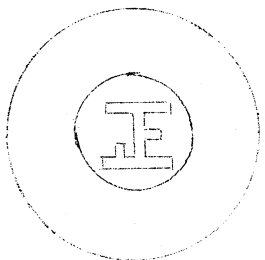
年 月 日

住所

氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第二号



外 円
 (外径一〇センチメートル
 内径八センチメートル)
 字画の肉厚
 一センチメートル
 肉 色 青又は黒

様式第三号



外 円
 直径 二、五センチメ
 ー
 トル
 内 径
 直径 一、五センチメ
 ー
 トル
 肉 色 赤

様式第四号

分拆成績書

- 一 依頼書
- 一 供試品名
- 一 分析成績

右は申請者から提出した供試品について施行した分拆の結果であることを証する。

昭和 年 月 日

鳥取県肥料検査吏員

印

鳥取県受胎調節実地指導員認定講習受講料徴収條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十三号

鳥取県受胎調節実地指導員認定講習受講料

徴収條例

(総則)

第一條 県主催受胎調節実地指導員認定講習を受講しようとする者は、この條例の定めるところにより受講料を県に納付しなければならない。

(受講料)

第二條 受講料は、次のとおりとする。

- 一 助産婦 五百円
- 二 保健婦又は看護婦 八百円

第三條 この條例によつて納付した受講料は、どんな理由があつても還付しない。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県理容師美容師試験委員條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十四号

鳥取県理容師美容師試験委員條例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの

條例を定める。

(設置)

第一條 理容師美容師試験に関する事務を処理させるため、理容師美容師試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

(組織)

第二條 試験委員は、二十人以内とする。

2 試験委員は、医師、学識経験者及び関係各庁の吏員又は技術経験者の中から知事が任命又は委嘱する。

(委員長)

第三條 試験委員に委員長を置き、委員長は試験委員の互選による。

(職務)

第四條 委員長は、試験委員に属する事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した試験委員が、その職務を代理する。

3 試験委員は、委員長の指揮を受け、試験事務を分掌する。

(任期)

第五條 学科試験事務を掌る試験委員の任期は、二年とし、実地試験事務を掌る試験委員は、そのつ度委嘱する。

2 学科試験を掌る試験委員に欠員を生じた場合の補充試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、試験委員に職務上支障があり又は試験委員としてふさわしくない行為があつたときは、前項の規定にかかわらず、解任又は解嘱することができる。

(施行規定)

第六條 この條例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県社会福祉審議会設置條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第二十五号

鳥取県社会福祉審議会設置条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの条例を定める。

(設置及び目的)

第一条 社会福祉事業の全分野における共通的基本事項その他重要な事項を調査審議させるため、鳥取県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に答え又は意見を具申する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、委員の総数の三分の一以内の臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第三条 審議会の委員及び臨時委員は、左の各号に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- 一 社会福祉事業に従事する者

- 二 社会福祉事業に関し、学識経験がある者
- 三 関係行政庁の職員

2 関係行政庁の職員のうちから任命又は委嘱される委員の数は、委員の総数の三分の一をこえてはならない。

3 社会福祉事業に従事する者又は社会福祉事業に関し学識経験がある者のうちから委嘱される委員の任期は一年とする。

但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 審議会に委員の互選による委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門分科会)

第六条 審議会に特別な事項を調査審議するため専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 第三条第二項の規定は、専門分科会に属すべき委員に準用する。

(運営)

第七条 この条例に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県同和対策審議会設置条例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第二十六号

鳥取県同和対策審議会設置条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの条例を定める。

(設置)

第一条 同和対策の円滑な運営を図るため、鳥取県同和対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第二条 審議会は、知事の諮問に答え又は左の事項を調査審議し、意見を具申する。

- 一 同和の啓蒙に関する事
- 二 同和教育に関する事
- 三 更生に関する事
- 四 その他同和に関する事

(組織)

第三条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 審議会の委員は、学識経験のある者のうちから

知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五條 審議会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第六條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(運営)

第七條 この條例に定めるものの外審議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県中小企業振興対策審議会設置に關する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十七号

鳥取県中小企業振興対策審議会設置に關する條例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基きこの

條例を定める。

(設置)

第一條 本県中小企業の堅実な振興について必要な事項を調査審議させるため鳥取県中小企業振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第二條 審議会は、知事の諮問に答え又は次の事項につ

き審議し意見を具申する。

一 企業振興方策の総合的企画立案に關すること
二 経営の合理化及び技術の向上に關すること

三 金融の円滑化に關すること

四 電力の確保に關すること

五 販路の拡張開拓に關すること

六 その他目的を達成するに必要な事項

(組織)

第三條 審議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四條 委員は、各種団体の役職員、学識経験者、その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、一年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五條 審議会に会長一人及び副会長一人を置き委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六條 審議会に専門の事項を調査するため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから審議会の推薦に基いて、知事が任命又は委嘱する。

(会議)

第七條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めた場合は、専門委員を会議に出席させ、調査した事項につき説明を求めることができる。

(部会)

第八條 審議会に専門的事項又は地域的事項を分掌させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(幹事長及び幹事)
第九條 審議会に幹事長一人及び幹事若干人を置き関係官吏、関係団体の役職員のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 幹事長は、事務の統轄に任じ幹事は、事務の処理に従事する。

(運営)
第十條 この條例に定めるものの外、審議会の運営に關し、必要な事項は審議会が定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

特別職の職員等の給与に關する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十八号

特別職の職員等の給与に關する條例の一部を改正する條例

特別職の職員等の給与に關する條例(昭和二十七年十二月鳥取県條例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「

地方労務		会 長
委員会の	公益委員	八、〇〇〇円
その他の	委員	六、〇〇〇円
委員		四、〇〇〇円

」を

改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

境港港灣施設使用料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十九号

境港港灣施設使用料條例の一部を改正する條例

境港港灣施設使用料條例(昭和二十四年三月鳥取県條例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中「一円〇〇」を「二円」に、「〇、四五〇」

を「二円」に「〇、四四〇」を「二円」に、「〇、四二〇」を「五十錢」に、「〇、四一〇」を「二十錢」に「三十円」を「五十円」に「二十円」を「四十円」に改める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 この條例施行の際現に使用の許可を得ている者の昭和二十七年年度分の使用料については、なお従前の例による。

3 上屋の使用料については、知事が定める期日までは、改正後の第四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県営牧場使用料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十号

鳥取県管牧場使用料條例の一部を改正する條例
鳥取県管牧場使用料條例(昭和二十四年五月鳥取県條例第五十号)の一部を次のように改正する。
第二條中「十五円」を「二十円」に改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県木炭検査條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十一号

鳥取県木炭検査條例の一部を改正する條例

鳥取県木炭検査條例(昭和二十五年三月鳥取県條例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「木炭検査証箋をもつて納付し、木炭検査証箋は」を「知事が定める収入証紙をもつて納付し、その収入証紙は」に改める。

附 則

この條例は、昭和二十八年五月一日から施行する。

鳥取県すいか検査條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十二号

鳥取県すいか検査條例の一部を改正する條例

鳥取県すいか検査條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「鳥取県すいか検査証紙」を「知事が定める証紙」に改める。

附 則

この條例は、昭和二十八年五月一日から施行する。

宅地建物取引業者登録手数料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十三号

宅地建物取引業者登録手数料條例の一部を改正する條例

宅地建物取引業者登録手数料條例(昭和二十七年十一月鳥取県條例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「知事の発行する納額告知書により納付し」を「知事の定める収入証紙により県に納付し」に改める。

附 則

この條例は、昭和二十八年五月一日から施行する。

鳥取県補償審査会條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十四号

鳥取県補償審査会條例(昭和二十七年十二月鳥取県條例第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を「鳥取県融資損失補償審査会」に改める。
第一條中「鳥取県補償審査会」を「鳥取県融資損失補償審査会」に改める。

鳥取県引揚同胞対策審議会設置條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十五号

鳥取県引揚同胞対策審議会設置條例の一部を改正する條例

鳥取県引揚同胞対策審議会設置條例(昭和二十三年十二月鳥取県條例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則中「四年」を「五年」に改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行し昭和二十七年十二月

十八日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印所

本年度こそは!

良い器材を!!

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部(印刷部連絡所を兼)を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

鳥取 孔版社

テ バ ー ト

本社——鳥取市西町268(日赤前入る)

電 2 7 3 1

出張所——鳥取駅前(うゑき旅館前)